平成２２年（フ）第９６０号
さいたま市北区宮原町１丁目154番地　浅川マンション１階
債務者　齋藤　　勉
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９７５号
埼玉県川口市柳崎５丁目19番６号　ファミーユ１―205号、住民票上の住所埼玉県川口市柳崎１丁目29番14号　コーポ八木崎102号
債務者　青木　　隆
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９８１号
埼玉県戸田市喜沢１丁目47番地の11　ビューパレス西川口203号室
債務者　亀井謙一郎
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４４号
横浜市瀬谷区相沢４丁目２番地３　ハイツナガノ202号
債務者　似田貝昌広
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２１３号
横浜市保土ケ谷区西久保町117番地　一鶴荘207号
債務者　高松　正仁
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５０号
川崎市中原区市ノ坪581番地１　市ノ坪住宅809
債務者　面川　リン
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６８号
川崎市宮前区宮前平３丁目５番地13　宮崎台グレース102
債務者　山崎　祐司
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４８２号
川崎市高津区溝口３丁目17番27号
債務者　庄司　康治
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４９２号
川崎市川崎区京町２丁目１番18―401号　アルカサル京町
債務者　河田　洋美
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４９５号
川崎市高津区千年769番地　第１よろこび荘102
債務者　小林　亜紀（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５０２号
川崎市多摩区宿河原２丁目48番８―403号
債務者　川口　孝司
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５０３号
川崎市幸区南加瀬３丁目27番17号　メゾンドメイ201
債務者　ペルミテス　ジョセフィン　パウマー
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
川崎市宮前区宮崎２丁目７番地41　コーポ筒井Ａ―５、前住所川崎市宮前区宮崎５丁目14番地15　ステージファースト宮崎台403
債務者　石野真秀子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５０８号
川崎市多摩区菅２丁目15番35―110号
債務者　齊藤　園子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５１２号
川崎市川崎区富士見２丁目１番１号
債務者　坂本　好行
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係